

## 入札説明書等に対する質問回答書

箕輪沢地区概況調査業務（R6補正）

質問事項	回答事項
本業務の積算基準については令和6年度積算基準に基づくものでしょうか。	本業務の積算基準は令和6年度積算基準に基づくものです。
電子成果品作成費の計算式について、「概略設計、予備設計または詳細設計の式」と「その他設計」どちらで計上しておりますでしょうか。	電子成果品作成費はその他の設計業務の計算式により算出しています。